

外国の制度に基づき国外において支払われる年金等を受給する場合の確定申告不要制度の不適用

税理士 高山 政信

[事例]

定年退職した居住者Aは、日本親会社B社に勤務していたが、在職中、アメリカ子会社C社に出向していた。そのため、この居住者Aは、平成27年中にわが国で支給される公的年金等の収入金額250万円の他に、アメリカから支給された公的年金等の収入金額100万円があった。このとき、この居住者Aは公的年金等の収入金額が合計で350万円であることから、平成27年の所得税について公的年金等に係る確定申告をする必要がないと考えていますが、このような取扱いで構わないか。

[ポイント]

- 1 日米社会保障協定
- 2 公的年金等に係る確定申告不要制度の概要
- 3 平成26年度税制改正の趣旨
- 4 源泉徴収の対象となっていない公的年金等がある場合の公的年金等に係る確定申告不要制度の不適用
- 5 まとめ

[検討]

1 日米社会保障協定

「社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」(いわゆる「日米社会保障協定」)が、平成17年10月1日に施行された。

この日米社会保障協定が発効する前は、日米においては、企業等より相手国に一時派遣さ

れる被用者等について、日米両国の年金制度及び医療保険制度の双方に加入が義務付けられ、社会保険料の二重払いの問題が生じていた。また、相手国における就労期間が短いために年金の受給に必要な期間を満たさず年金を受給できないとの問題が生じていた。

そこで、日米社会保障協定は、日米両国の年金制度及び医療保険制度の適用を調整すること、ならびに両国での保険期間を通算してそれぞれの国における年金の受給権を確立することにより、これらの問題を解決することを目的としており、この協定により、派遣期間が5年以内の一時派遣被用者等は、原則として、派遣元国の年金制度及び医療保険制度にのみ加入すればよいこととなった。

この日米社会保障協定によって、日本の年金制度の加入期間が通算される。アメリカの年金制度の加入期間が1年6か月(6クレジット)以上ある者が、日米両国の年金制度の加入期間を通算して10年以上になる場合は、アメリカの年金制度から老齢年金の受給資格が得られる。また、日米両国の年金制度の加入期間を通算して25年以上になる場合は、日本の年金制度から老齢年金の受給資格が得られる。

なお、平成27年12月18日現在、同様の社会保障協定は、アメリカの他、ドイツ、英国、韓国、ベルギー、フランス、カナダ、オーストラリア、オランダ、チェコ、スペイン、アイルランド、ブラジル、イスス、ハンガリーの15カ国(英國及び韓国については通算規定を含まない)について発効しており、イタリア、インド、ルク

センブルク、フィリピンの4カ国については署名済みとなっている。

2 公的年金等に係る確定申告不要制度の概要

平成26年度税制改正前の公的年金等に係る確定申告不要制度は、年金所得者のうち、その年中の公的年金等に係る収入金額が400万円以下である者が、その年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、その年分の所得税について確定申告書の提出が不要とされる、というものである(旧所法121③)。

この制度は、平成23年度税制改正によって創設されたもので、年金所得者の公的年金等に対する課税については、公的年金等の支払段階において公的年金等控除や基礎控除・扶養控除の各控除額相当分を考慮して源泉徴収税額の計算が行われているため、年税額に近い数値の源泉徴収がなされる仕組みとなっているが、源泉徴収税額と年税額との誤差については最終的に年金所得者自身が確定申告によりその年分の所得税の精算を行う必要があり、納税者にとって負担になっているという指摘があった。

そこで、年金所得者の申告手続きの利便性の向上や、給与所得者の申告不要制度とのバランス等の観点から、公的年金等の収入金額及び公的年金等以外の所得金額が一定額以下の年金所得者について、源泉徴収のみで課税関係が終了する確定申告不要制度が創設された。

3 平成26年度税制改正の趣旨

そもそも、公的年金等に対する課税については、公的年金等の支払段階において公的年金等控除や基礎控除・扶養控除等の各控除額相当分を考慮して源泉徴収税額の計算が行われているため、年末調整の仕組みが導入されてはいないものの、年税額に近い金額の所得税が源泉徴収される仕組みとなっている。したがって、2の公的年金等に係る確定申告不要制度はこのような源泉徴収がなされることを前提にしている制

度である。

しかし、公的年金等として課税されるものであっても、外国において支払われる公的年金のように源泉徴収の対象となっていない公的年金等も存在している。そのため、そのような公的年金等を受給している者については、その源泉徴収税額が必ずしも年税額に近い金額とはなっていない場合がある。

そこで、この公的年金等に係る確定申告不要制度の対象となる者を、その支払いを受ける公的年金等の全部について源泉徴収の対象とされている者のみとし、その支払いを受ける公的年金等の一部に源泉徴収が行われないものがある場合には、確定申告不要制度を適用せず、確定申告を要することとした。

4 源泉徴収の対象となっていない公的年金等がある場合の公的年金等に係る確定申告不要制度の不適用

平成26年度税制改正によって、公的年金等に係る確定申告不要制度について、「その公的年金等の全部について第203条の2（公的年金等に係る源泉徴収義務）の規定による所得税の徴収をされた又はされるべき場合において」の文言が追加された(所法121③)。

なお、その公的年金等の全部について203条の2（公的年金等に係る源泉徴収義務）の規定による所得税の徴収をされた又はされるべき場合とは、例えば、外国の制度に基づき国外において支払われる年金など203条の2の規定による源泉徴収の対象とならない公的年金等の受給のない場合をいうのであるが、203条の6の規定により源泉徴収を要しないこととされる公的年金等は、これに当たらない(所基通121-5の2)。

すなわち、外国の制度に基づき国外において支払われる年金のように、源泉徴収の対象とならない年金については、源泉徴収された又はされるべき場合に該当しないことから、当該外国の年金等の金額が400万円以下であったとして

も、公的年金等に係る確定申告不要制度が適用されず、当該外国の年金等の支給を受ける者は、確定申告しなければならないことになる。

なお、この改正は、平成27年分以後の所得税について適用され、平成26年分以前の所得税については従前どおりの取扱いとなる（平成26年改正法附則8）。

5 まとめ

本問の居住者Aは、公的年金等の収入金額の合計が400万円以下であるものの、その合計金額の中に公的年金等に係る確定申告不要制度の適用除外となる外国の公的年金等が含まれている。したがって、公的年金等に係る確定申告不要制度が適用されず、平成27年分の所得税について平成28年3月15日までに確定申告しなければならないこととなる。